

事務連絡
令和3年4月9日

都道府県
各 指定都市 子育て世帯生活支援特別給付金
中核市 (ひとり親世帯分) 担当課 (室) 御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) に係る
周知広報における年金事務所等との連携について

ひとり親家庭への支援につきましては、平素から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) (以下「給付金 (ひとり親世帯分)」という。) は、現に児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) による児童扶養手当 (以下「児童扶養手当」という。) の支給を受けている者のみならず、

- ① 公的年金給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者 (児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととされたと推測される者を含む。)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者

についても支給対象としておりますが、こうした方からできる限り漏れなく給付金 (ひとり親世帯分) の申請をいただくためには、給付金 (ひとり親世帯分) の支給主体である都道府県、市 (特別区を含む。) 又は福祉事務所を管理する町村 (以下「都道府県等」という。) において、積極的な周知・広報や、申請勧奨等を行っていただく必要があります。

既に「給付金 (ひとり親世帯分)のご案内」のひな形を都道府県等にお示しし、広報誌やホームページへの掲載等についてお願いをしているところですが、今般、厚生労働省年金局事業企画課から、日本年金機構に対して、別添のとおり、都道府県等が独自に作成された給付金のご案内等の資料の配置について、都道府県等から年金事務所に相談等があった場合には、可能な限り協力するよう周知されているとともに、給付金 (ひとり親世帯分) の対象となる可能性がある公的年金等の受給者 (遺族基礎年金の裁定請求者のうち子の加算がある者など) に対し、可能な範囲で窓口等においてチラシを配布していただき、自治体の給付金 (ひとり親世帯分) 担当窓口を訪ねるよう案内していただくことにより、周知・広報や申請勧奨等に協力するよう周知されております。

つきましては、各都道府県等におかれましては、各都道府県等が独自に実施されている、ひとり親支援施策や障害のある方への医療費助成等の対象者に係る情報を可能

な範囲で活用されながら、庁内関係部局とも連携を図られた上で、児童扶養手当受給者以外の方への給付金関係情報の周知広報に積極的に対応されますよう、よろしくお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市、中核市は除く。）に対して、本事務連絡の趣旨について周知されますよう、よろしくお願いいたします。

なお、年金事務所との連携による給付金に係る周知広報の実施につきましては、厚生労働省年金局事業企画課と協議済みであることを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課母子家庭等自立支援室

ひとり親世帯向け給付金担当

TEL : 03-5253-1111 (5192)

e-mail : jidou-fuyou@mhlw.go.jp